

表 8

## 自然環境に係る保護地域制度の現状

| 法律等名                                      | 地域指定等   | 趣 旨   |
|---|---|---|
| 自然環境保全体法<br>[昭和 47 法律 85]                 | (1)原生自然環境保全地域 5ヶ所 5,631ha<br>(イ)立入制限地区 1ヶ所 367ha<br>(2)自然環境保全地域 10ヶ所 21,593ha<br>(イ)特別地区 9ヶ所 17,266ha<br>(ロ)野生動植物保護地区 7ヶ所 14,868ha<br>(ハ)海中特別地区 1ヶ所 128ha<br>(ニ)普通地区 4,199ha<br>(3)都道府県自然環境保全地域 524ヶ所 73,739ha<br>(H13.3.31 現在)   | (1)原生自然環境を保全することが特に必要な区域<br>(イ)上記地域内の非常に貴重な動物や植物で、人為の影響を著しく受けやすいものを特に保存する必要がある区域<br>(2)すぐれた天然林等で自然環境を保全することが特に必要な区域<br>(3)都道府県における(2)に準ずる土地の区域                              |
| 自然公園法<br>[昭和 32 法律 161]                   | (1)国立公園 28ヶ所 2,051,179ha<br>(イ)特別地域 1,461,485ha<br>(ロ)特別地域内の特別保護地区 269,300ha<br>(ハ)海中公園地区 1,164ha<br>(ニ)普通地域 589,694ha<br>(2)国定公園 55ヶ所 1,343,273ha<br>(イ)特別地域 1,250,038ha<br>(ロ)特別地域内の特別保護地区 66,490ha<br>(ハ)海中公園地区 1,385ha<br>(ニ)普通地域 93,235ha<br>(3)都道府県立自然公園 307ヶ所 1,957,732ha<br>(H13.3.31 現在) | (1)我が国の風景を代表するに足る傑出した自然の風景地<br>(イ)風致を維持するため必要な区域<br>(ロ)(イ)のうち景観を維持するため特に必要な区域<br>(ハ)海中の景観を維持するため必要な区域<br>(ニ)公園区域のうち、(イ)及び(ハ)に含まれない区域<br>(2)(1)に準ずる<br>(3)都道府県におけるすぐれた自然の風景地 |
| 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律<br>[大正 7 法律 32]             | 鳥獣保護区 国設 54 493,292ha<br>県設 3,804 3,074,330ha<br>(イ)特別保護地区 国設 42 110,000ha<br>県設 563 150,000ha<br>(H13.3.31 現在)   | 鳥獣の保護繁殖を図るため必要な区域(存続期間を定めて設定)<br>(イ)鳥獣の保護繁殖を図る上で特に必要な区域(存続期間を定めて指定)   |
| 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律<br>[平成 4 法律 75] | 生息地等保護区 7ヶ所 863ha<br>(イ)管理地区 373ha<br>(ロ)監視地区 490ha<br>(H13.3.31 現在)  | 国内希少野生動植物種の生息地・生育地の保全<br>(イ)国内希少野生動植物種の保存を図るため特に必要な区域<br>(ロ)(イ)に属さない区域  |
| 森林法<br>[昭和 26 法律 249]                     | 保安林 8,930,247ha<br>(H13.3.31 現在)  | 国土の保全、水資源のかん養、生活環境の保全形成、保健休養の場の提供等の公益的機能の確保が特に必要な森林   |
| 国有林野管理経営規定<br>[平成 11 年農林水産省令]             | 保護林 817ヶ所 539,211ha<br>(H13.4.1 現在)   | 国有林野における原生的な森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、施業及び管理技術の発展等  |
| 水産資源保護法<br>[昭和 26 法律 313]                 | 保護水面 120ヶ所<br>海面・湖沼の総面積 3,269ha<br>河川の総流程 2,195km<br>(H12.3.31 現在)  | 水産動植物の保護培養のために保護すべき水面   |
| 都市計画法<br>[昭和 43 法律 100]                   | 風致地区 240都市<br>(H 12.3.31 現在) 747地区 168,871ha  | 都市内の自然的景観を維持し、及び樹林地等の保護を図るべき区域  |
| 都市緑地保全体法<br>[昭和 48 法律 72]                 | 緑地保全地区 49都市<br>(H13.3.31 現在) 272地区 1,389ha<br>緑地協定 173都市<br>1,407地区 5,554ha<br>(H13.3.31 現在)  | 都市における良好な自然的環境を有する緑地の保全<br>都市計画区域内の一団の土地の所有者等が市街地の良好な環境確保のため全員の合意により、緑化に関する協定を締結  |
| 首都圏近郊緑地保全体法<br>[昭和 41 法律 101]             | 近郊緑地保全区域 88市町村<br>24区域 96,905ha<br>(イ)近郊緑地特別保全地区 12都市<br>(イ)は都市計画で決定) 26地区 3,441ha<br>(H13.10.23 現在)  | 首都圏の近郊整備地帯における良好な自然の環境を有する緑地の保全   |
| 近畿圏の保全区域の整備に関する法律<br>[昭和 42 法律 103]       |   | 近畿圏の保全区域における良好な自然の環境を有する緑地の保全   |
| 文化財保護法<br>[昭和 25 法律 214]                  | 名勝天然記念物 国指定の名勝 314件<br>同天然記念物 961件<br>(H13.11.1 現在)   | 芸術上又は鑑賞上価値の高い名勝地、あるいは学術上価値の高い動植物、地形、地質の保存・活用  |